

# 令和8・9年度 広島高速道路交通管理業務に係る共同企業体の取扱いについて

令和8年1月14日

## 1 目的

この取扱いは、広島高速道路公社が発注する2に示す委託契約に係る広島高速道路交通管理業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取り扱いに關し必要な事項を定めることとする。

## 2 対象業務

共同企業体に発注することができる業務（以下「対象業務」という。）は、次に掲げる業務とする。

業務名：令和8・9年度 広島高速道路交通管理業務

## 3 構成員の数

共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。

## 4 構成員の要件

共同企業体の構成員は、対象業務に必要とする資格要件を満たしている者であること。なお、企業の実績に係る要件については、共同企業体の構成員のうち1者が要件を満たしていること。

## 5 出資割合

共同企業体の構成員の出資割合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 2者の場合 30パーセント以上
- (2) 3者の場合 20パーセント以上

## 6 代表者の要件

共同企業体の代表者は、構成員のうち出資割合が最大であるものとする。

## 7 結成方法

共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

共同企業体を結成した構成員は、本件業務に係る競争入札において、同時に2以上の共同企業体の構成員となることができない。

## 8 競争参加資格の申請

結成された共同企業体は、競争参加資格の審査を申請するときは、指定の期日までに、次の各号に定める書類を理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が特に認めた場合は、その一部を省略することができるものとする。

- (1) 共同企業体競争参加資格審査申請書
- (2) 共同企業体協定書
- (3) 委任状
- (4) その他理事長が定める書類

## 9 資格認定

共同企業体の競争参加資格の認定は、前条により提出された書類を審査のうえ行うものとする。

## 10 存続期間

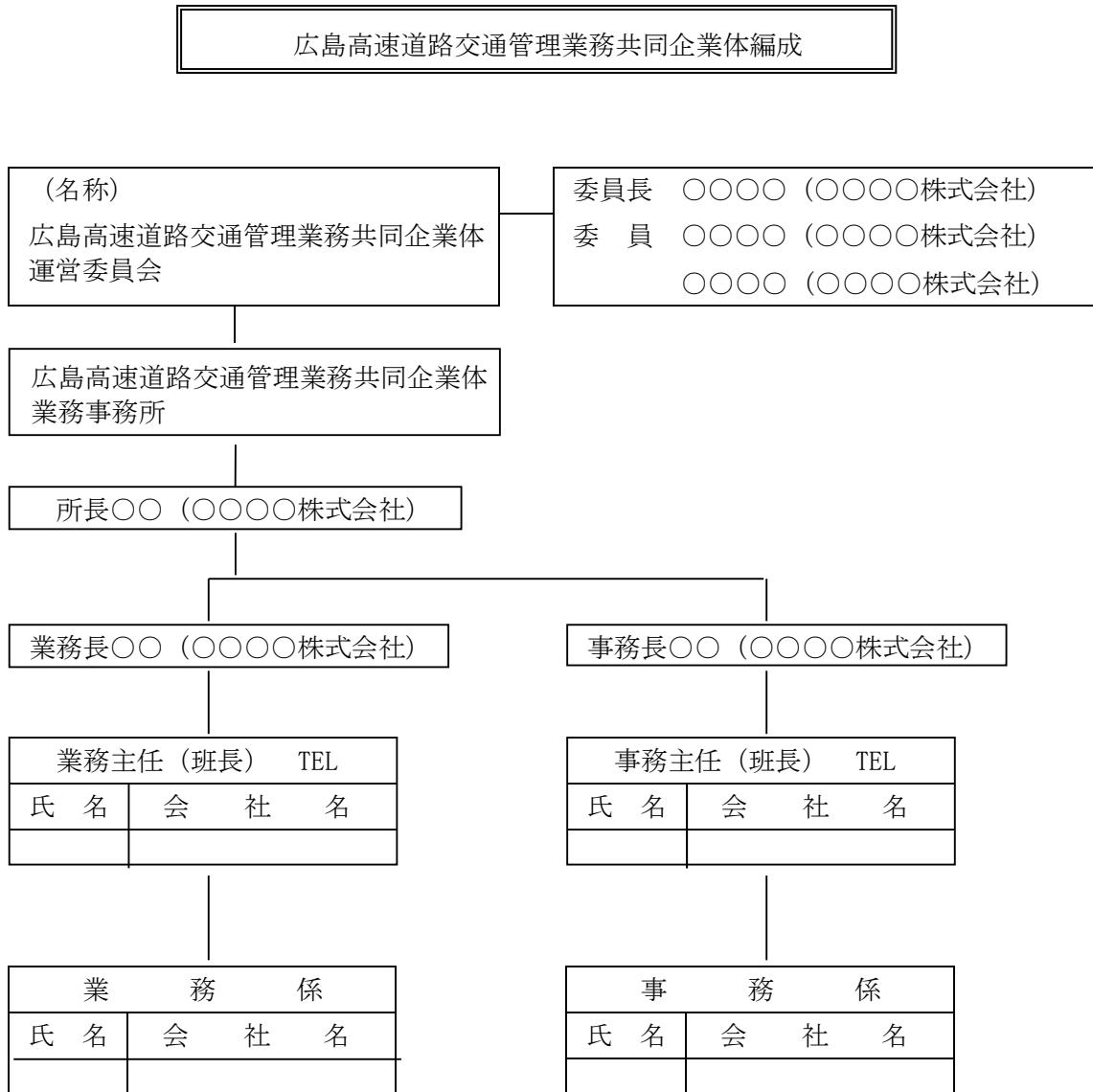
共同企業体は、当該業務の完了後残務整理等に必要な期間として3か月以上存続するものとする。

## 11 編成表の提出

契約を締結した共同企業体は、契約の日から7日以内に共同企業体編成表（様式1）を理事長に提出するものとする。同編成表の記載内容に変更を生じた場合も同様とする。

この取扱いは、対象業務の一般競争入札について適用する。

様式 1



(注)

- 1 本表の構成は標準的なものを示したものであり、共同企業体の実情に応じて適宜作成すること。
- 2 記載内容に変更があった場合も本様式を使用し、「変更届」と明記して提出すること。

# 共同企業体競争参加資格審査申請書

令和　年　月　日

広島高速道路公社理事長 様

申請者 共同企業体  
の 名 称

代表者 住 所  
名 称  
代 表 者 印

住 所  
構成員 名 称  
代 表 者 印

今般貴公社所管に係る令和8・9年度 広島高速道路交通管理業務の入札に参加したいので、広島  
高速道路交通管理業務共同企業体を結成し、広島高速道路交通管理業務共同企業体協定書並びに指  
定の書類を添えて競争参加資格確認申請を申請いたします。

# 広島高速道路交通管理業務共同企業体協定書

## (目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帶して営むことを目的とする。

(1) 広島高速道路公社発注に係る令和8・9年度 広島高速道路交通管理業務（以下「本業務」という。）

(2) 前号に附帯する業務

## (名称)

第2条 当共同企業体は、広島高速道路交通管理業務共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

## (事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

## (成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、本業務の委託契約の履行後〇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 本業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該本業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

## (構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇株式会社

## (代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇〇〇株式会社を代表者とする。

## (代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、本業務の履行に關し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

## (構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該本業務について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇〇株式会社 〇〇パーセント

〇〇〇〇株式会社 〇〇パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を參しやくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

## (運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、本業務の履行に當るものとする。

## (構成員の責任)

第10条 当企業体の構成員は、委託契約の履行に關し、連帶して責任を負うものとする。

## (取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

## (決算)

第12条 当企業体は、業務履行の都度当該本業務について決算するものとする。

## (利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が本業務を完了する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいづれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○○○株式会社外○○社は、上記のとおり広島高速道路交通管理業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

○○○○株式会社

代表取締役      印

○○○○株式会社

代表取締役      印

(用紙A4サイズ)

# 委任状

令和 年 月 日

広島高速道路公社 理事長 様

広島高速道路交通管理業務共同企業体

(代表者) 所在地

商号又は名称

代表者

印

(構成員) 所在地

商号又は名称

代表者

印

私は、下記の共同企業体代表者を代理人と定め、共同企業体が存続する間、広島高速道路公社との契約について、次の権限を委任します。

記

受任者印鑑

《受任者》

共同企業体 所在地

代表者 商号又は名称

代表者名

## 委任事項

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 保証金の納付及び受領に関する件
- 4 支払金の請求及び受領に関する件
- 5 復代理人の選任に関する件